

第6章 災害復旧・復興計画

- 第1節 災害復旧事業の推進
- 第2節 被災者等の生活再建等の支援
- 第3節 地域復興への支援
- 第4節 復興計画

本章は、被災した市民・事業者・農林漁業従事者等の再建支援と、社会システム回復のための基本的対策項目について定めたものである。

第1節 災害復旧事業の推進

項 目
第1 災害復旧事業の推進
第2 激甚法による災害復旧事業
第3 原子力災害復旧対策

第1 災害復旧事業の推進

市は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画をすみやかに策定し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつ、災害の再発防止等の観点から必要に応じて改良復旧を行う。

■災害復旧事業の種類

種 類	項 目	根拠法
公共土木施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川 ○ 海岸 ○ 砂防設備 ○ 道路、橋梁 ○ 港湾 ○ 漁港 ○ 下水道 ○ 公園 ○ 林地荒廃防止施設 ○ 地すべり防止施設 ○ 急傾斜地崩壊防止施設 	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地、農業用施設 ○ 林業用施設 ○ 漁業用施設 ○ 共同利用施設 	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画区域における街路、公園、下水道等 ○ 市街地における土砂堆積等 	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針
公営住宅 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害公営住宅の建設 ○ 既設公営住宅 	公営住宅法
公立文教施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校施設 ○ 公立社会教育施設 	公立学校施設災害復旧費国庫負担法

種 類	項 目	根拠法
社会福祉及び児童福祉施設 災害復旧事業	○ 社会福祉施設、児童福祉施設等	生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、老人福祉法、売春防止法
医療施設 災害復旧事業計画	○ 医療施設	医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
公営企業 災害復旧事業計画	○ 病院 ○ 上水道 ○ 簡易水道事業	医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 水道法
水道施設並びに清掃施設等 災害復旧事業計画	○ 水道施設 ○ 廃棄物処理施設	水道法 清掃法

第2 激甚法による災害復旧事業

著しく激甚である災害（激甚災害）の発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。

激甚災害に指定されたときは、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

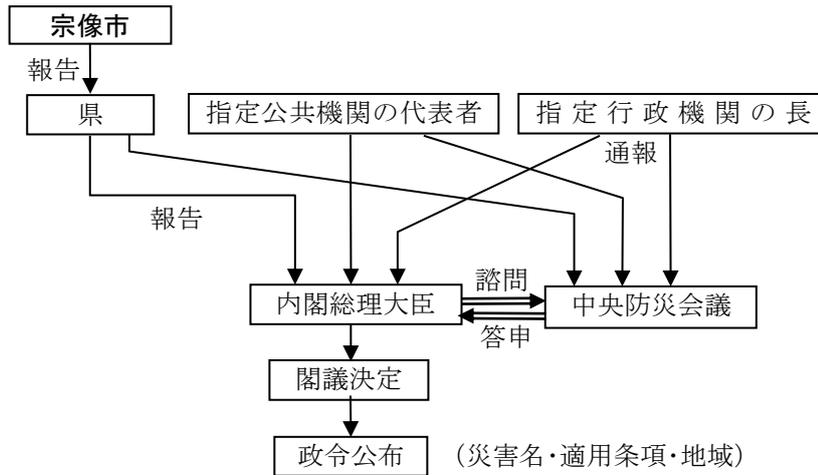
1 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

■激甚災害指定手続きのフロー



■激甚法による財政援助

(平成27年5月27日改正より)

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章第3条、第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害復旧事業、同関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 幼保連携型認定こども園災害復旧事業 ○ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○ 障害者支援施設等施設災害復旧事業 ○ 障害者更正援護施設等災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 特定私立幼稚園災害復旧事業 ○ 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内・公共的施設区域外) ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条) ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条) ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 (法第7条) ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (法第8条) ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (法第9条) ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (法第10条) ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助 (法第11条) ○ 森林災害復旧事業に対する補助 (法第11条の2)

助成区分	財政援助を受ける事業等
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条） ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条） ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条） ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸し付けの特例（法第20条） ○ 水防資材費の補助の特例（法第21条） ○ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条） ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条） ○ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）

2 激甚災害に関する調査報告

市は、市域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、すみやかにその被害状況等を県に報告する。

第3 原子力災害復旧対策

1 応援要請への対応

市は、県等からの応援要請があった場合には、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、応援体制を整備し協力する。

2 放射性物質による汚染の除去

市は、大規模な原子力災害が発生した場合、放射性物質による汚染が生じることもあることから、被災地の住民等の被ばく線量を低減するため、県等と連携して、放射性物質による汚染の除去（除染）に協力する。

また、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する除染を行うに当たっては、国や原子力事業者とも連携の上、国が策定した「除染関係ガイドライン」（環境省、平成25年5月）を参考に実施する。

なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

3 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理

市は、県等と連携して、国の主導のもと、原子力災害及び除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理について、収集、運搬、一時的な保管など必要な協力を行う。

放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の収集、運搬及び一時的な保管に当たっては、飛散流出防止措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の量並びに運搬先等の記録、周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮などに関し、必要な措置をとる。

なお、市民、事業者等に対して、放射性物質の付着により摂取制限、出荷制限等の対象となっ

た飲食物・農林水産物などの廃棄物や除染により発生した放射性物質の付着した土壌の取り扱いについて周知徹底し、適切に取り扱うよう協力を求める。

4 各種制限措置の解除

市は、緊急時モニタリング等による調査、国の判断・指示、県からの指示等をふまえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

5 モニタリングの実施及び結果の公表

市は、県が実施するモニタリングに協力する。

6 記録の作成及び相談窓口の設置等

市は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、市民が受けた影響について調査するとともに、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

7 風評被害への対応

市は、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）」の影響を軽減するため、農林水産物、加工品、工業製品等の適正な流通促進、観光地の安全性アピール及び避難先でのいじめ等人権侵害の防止などに関する情報提供・広報活動を行う。

8 被災中小企業等に対する支援

市は、県等と連携して、必要に応じ、復旧のための資金が金融機関から被災農林水産業者又は被災農林水産業者が組織する団体へ円滑に融資されるよう支援する。

また、被災中小企業及び被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

項 目
第1 罹災証明書の発行
第2 被災者台帳の作成
第3 義援金の受け入れ、配分
第4 災害弔慰金等の支給
第5 災害援護資金等の融資
第6 租税の減免等
第7 住宅復興資金等の融資
第8 災害公営住宅の建設等
第9 雇用機会の確保
第10 郵便事業の支援措置
第11 生活相談等
第12 風評被害等への対応

第1 罹災証明書等の発行

1 罹災証明書等の交付

総務対策班（火災に起因するものは、宗像地区消防本部）は、被災者から罹災証明書の交付申請があったときは、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し当該災害による被害の程度を証明する書面（「罹災証明書」）を交付する。

住家以外の建物、動産の場合は、本人からの被害届出による「被害届出証明書」を交付することができる。

罹災証明書により証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項である。

■罹災証明書等交付の担当及び証明の範囲

総務対策班	○ 住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に いたらない（一部損壊）、浸水区分（床上浸水、床下浸水）
宗像地区消防本部	○ 火災に起因するもの

※ 資料編 12-1 罹災証明申請書

※ 資料編 12-2 罹災証明書

※ 資料編 12-3 被害届出証明書

第2 被災者台帳の作成

市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被災状況や支援状況、要配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

(1) 記載、記録データ

被災者台帳には、関係法令（災害対策基本法第90条の3、災害対策基本法施行規則第8条の5）に基づき、被災者に関する次のデータを記載し、又は記録する。

■被災者台帳のデータ項目

- 氏名、生年月日、性別、住所又は居所
- 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 電話番号その他の連絡先
- 世帯の構成
- 罹災証明書の交付の状況
- 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者が同意している場合には、その提供先。同意した提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号 ※個人番号を記載・記録した被災者台帳は、番号利用法に規定する特定個人情報となるので、その取扱いは番号利用法による制限がある。台帳情報提供時は、提供する台帳情報から個人番号を除かなければならない。
- その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 情報の収集

被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。

(3) 台帳情報の利用

市は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

(4) 台帳情報の提供

市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。

■台帳情報の提供の条件

- 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

また、本人の同意がある、又は本人に提供する場合、台帳情報の提供を受ける者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出する。

■申請者への記載事項

- 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- 提供を受けようとする台帳の範囲
- 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
- その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

市は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項を除き、当該申請に関する台帳情報を提供する。

第3 義援金の受け入れ、配分

1 義援金の受け入れ

総務対策班は、義援金の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

2 義援金の保管

総務対策班は、義援金を被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座（当該災害に関する義援金受付専用口座）をつくり、受け払い簿を作成して管理・保管する。

3 義援金の配分

総務対策班は、義援金の配分に関して配分委員会等を設けて、次の県による配分基準等を参考に配分比率及び配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
	重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5
	重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3
	全壊全焼流失世帯	10
	半壊半焼世帯	5
	一部損壊世帯	1
	床上浸水世帯	1

第4 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

健康福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害弔慰金を支給する。

- ※ 資料編 4-10 宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例
- ※ 資料編 4-11 宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

2 災害障害見舞金

健康福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障害見舞金を支給する。

3 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な市民に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者再建支援金を支給する。

健康福祉班は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、県に提出する。

■法適用の要件

<p>対象となる 自然災害</p> <p>（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象による生じる災害）</p>	<p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害</p> <p>③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ 県内で①又は②に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ ①又は②に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥ ①又は②に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害
--	---

支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
--------	---

■支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 ①に該当)	解体 (支給対象世帯 ②に該当)	長期避難 (支給対象世帯 ③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

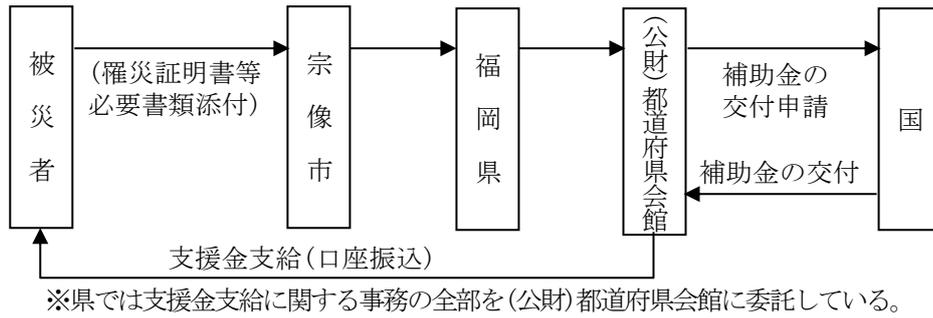
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	全壊 解体 長期避難 大規模半壊（損害割合40%台）	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊（損害割合30%台）	100万円	50万	25万

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

■支援金の支給申請

(申請窓口)	市
(申請時の添付書面)	①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
(申請期間)	①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 ②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

■被災者生活再建支援制度のフロー



第5 災害援護資金等の融資

1 災害援護資金

健康福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

なお、資金貸し付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ市に、無利子で貸し付ける。

■災害援護資金の内容

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害		
貸付限度額	1 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	2 家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
		ウ 住居の全壊	250万円
		エ 住居の全体が滅失又は流出	350万円
	3 1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複	250万円
		イ 1と2のイの重複	270万円
		ウ 1と2のウの重複	350万円
	4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合	250万円
		イ 2のウの場合	350万円
		ウ 3のイの場合	350万円
	貸付条件	所得制限	(世帯人員)
1人			220万円
2人			430万円
3人			620万円
4人			730万円
5人以上			(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。			
利率	年3%以内で規則で定める率(据置期間は無利子)		

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
据置期間	3年（特別の事情がある場合5年）
償還期間	10年（据置期間含む）
償還方法	年賦、半年賦又は月賦
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

2 災害救援資金

健康福祉班は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、当該世帯以外の者の身体及び財産に危害を与えるおそれがあるとき、その二次災害防止のために災害復旧に要する災害救援資金を貸し付ける。

※ 資料編 4-8 宗像市災害救援資金貸付条例

※ 資料編 4-9 宗像市災害救援資金貸付条例施行規則

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害、又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸し付け対象とならない程度の被害を受けた低所得世帯が、生活を立て直すために臨時に必要となる経費等について貸し付ける。

なお、災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長することができる。

市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■資金の種類

- 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

4 母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金

県保健福祉環境事務所は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子家庭、父子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

保健福祉班は、この受付事務を行う。

■資金の要件及び種類

要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭の母、父子家庭の父で、20歳未満の子どもを扶養している人 ○ かつて母子家庭の母だった人（寡婦） ○ 配偶者と死別又は離別した40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人
----	---

種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業開始 ・ 事業継続 ・ 住宅 ・ 就職支度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能習得 ・ 生活 ・ 転宅 ・ 修学 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修業 ・ 就学支度 ・ 医療介護 ・ 結婚 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例児童扶養 (新規貸付無し)
----	--	--	--	---

第6 租税の減免等

市は、各種法令等に基づき、災害によって被害を受けた市民に対して市民税等の減免等、納税延期及び徴収猶予を行う。

■市税等の減免等の種類、内容

納税期限の延長	<p>災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が広範囲にわたる場合、市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。 ○ その他の場合、規則で定める申請書を市長に提出するものとする。 									
徴収猶予	<p>災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、市民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。</p> <p>なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)</p>									
滞納処分の執行の停止等	<p>災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。</p>									
減免・免除	<p>被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について減免、課税免除、納入義務の免除等を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">個人の市民税の減免 (個人の県民税を含む)</td> <td>○ 被災した納税義務者の状況に応じて行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">固定資産税の減免 (都市計画税を含む)</td> <td>○ 災害により著しく価値が減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)について減免を行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民健康保険税の減免 介護保険料の減免 国民年金保険料の免除 医療費一部負担金の減免 心身障害者扶養共済掛金の減免 軽自動車税等の減免</td> <td>○ 被災により生活が著しく困難となった場合に行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別土地保有税の減免</td> <td>○ 災害により著しく価値を減じた土地について行う。</td> </tr> </table>		個人の市民税の減免 (個人の県民税を含む)	○ 被災した納税義務者の状況に応じて行う。	固定資産税の減免 (都市計画税を含む)	○ 災害により著しく価値が減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)について減免を行う。	国民健康保険税の減免 介護保険料の減免 国民年金保険料の免除 医療費一部負担金の減免 心身障害者扶養共済掛金の減免 軽自動車税等の減免	○ 被災により生活が著しく困難となった場合に行う。	特別土地保有税の減免	○ 災害により著しく価値を減じた土地について行う。
個人の市民税の減免 (個人の県民税を含む)	○ 被災した納税義務者の状況に応じて行う。									
固定資産税の減免 (都市計画税を含む)	○ 災害により著しく価値が減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)について減免を行う。									
国民健康保険税の減免 介護保険料の減免 国民年金保険料の免除 医療費一部負担金の減免 心身障害者扶養共済掛金の減免 軽自動車税等の減免	○ 被災により生活が著しく困難となった場合に行う。									
特別土地保有税の減免	○ 災害により著しく価値を減じた土地について行う。									

■県、国の減免等の種類

制 度 名	窓 口
更生医療身体補装具及び重度身体障害者日常生活用具の自己負担額の減免	県保健福祉環境事務所、市福祉事務所
社会福祉施設の入所費用の減免	県保健福祉環境事務所、児童相談所、市(区)町村
精神障害者措置入院費の減免	県保健福祉環境事務所
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免及び徴収猶予	県税事務所
国税の減免及び納税猶予	税務署

第7 住宅復興資金等の融資

健康福祉班は、被災者に対し、住宅建設等に関する次の融資制度の情報提供等を行う。

1 住宅復興資金の融資

住宅金融支援機構は、自然災害により住宅に被害が生じた被災者に対し、建設・購入、補修が行えるよう、災害復興住宅資金の融資を行う。

2 災害対策資金の融資

市は、災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転及び住宅に付随する危険地の防災工事を促進し、災害を未然に防止するとともに、被害を受けた住宅等の復興を図るため、災害対策資金の融資あっせん及び利子補助を行う。

第8 災害公営住宅の建設等

市は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設、若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

市は、低所得被災世帯のため、国庫から補助を受け災害公営住宅を整備し、入居させる。

建設班は、県の指導のもと、災害公営住宅の建設等を行う。

第9 雇用機会の確保

総務対策班は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業のあっせんについて、被災者に情報を提供する。

また、福岡労働局及び県に対する要請措置等、必要な対応を図る。

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報をすみやかに把握し、次の措置を行う。

市は、被災者に対し、これらの情報を提供する。

■公共職業安定所の措置

- 公共職業安定所内に、被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出向くことが困難な被災地域内において、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施
- 女性の雇用促進

第10 郵便事業の支援措置

日本郵便株式会社（福岡郵便局）及び管内郵便局は、災害が発生したときは、被災地の状況に応じ、次の災害特別業務を行う。

■郵便事業の特別業務

- 被災者に対する通常葉書、郵便書簡の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物）
- 郵便貯金等の非常取り扱い（災害救助法の適用があった場合）

第11 生活相談等

1 生活相談

健康福祉班は、災害時における市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 相談所の設置

被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

(2) 情報提供等

国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。

相談窓口では、市の対策だけでなく総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な担当窓口への誘導を図る。

また、他の市町村に避難した被災者に対しても、市は避難先の市町村と連携・協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 女性のための相談受付

健康福祉班は、災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題など、女性特有の問題に関する相談に対応するため、避難所等において女性相談員や保健師等を派遣するなどの相談受付体制を整える。

第12 風評被害等への対応

総務対策班は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

なお、広報・啓発を行う際には、以下の方法を検討しすみやかに実施する。

■風評対策の広報・啓発

- インターネットによる情報提供
- 風評被害対策用リーフレットの作成
- 車内吊り広告
- テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- 市広報誌への掲載
- 講演会等の開催

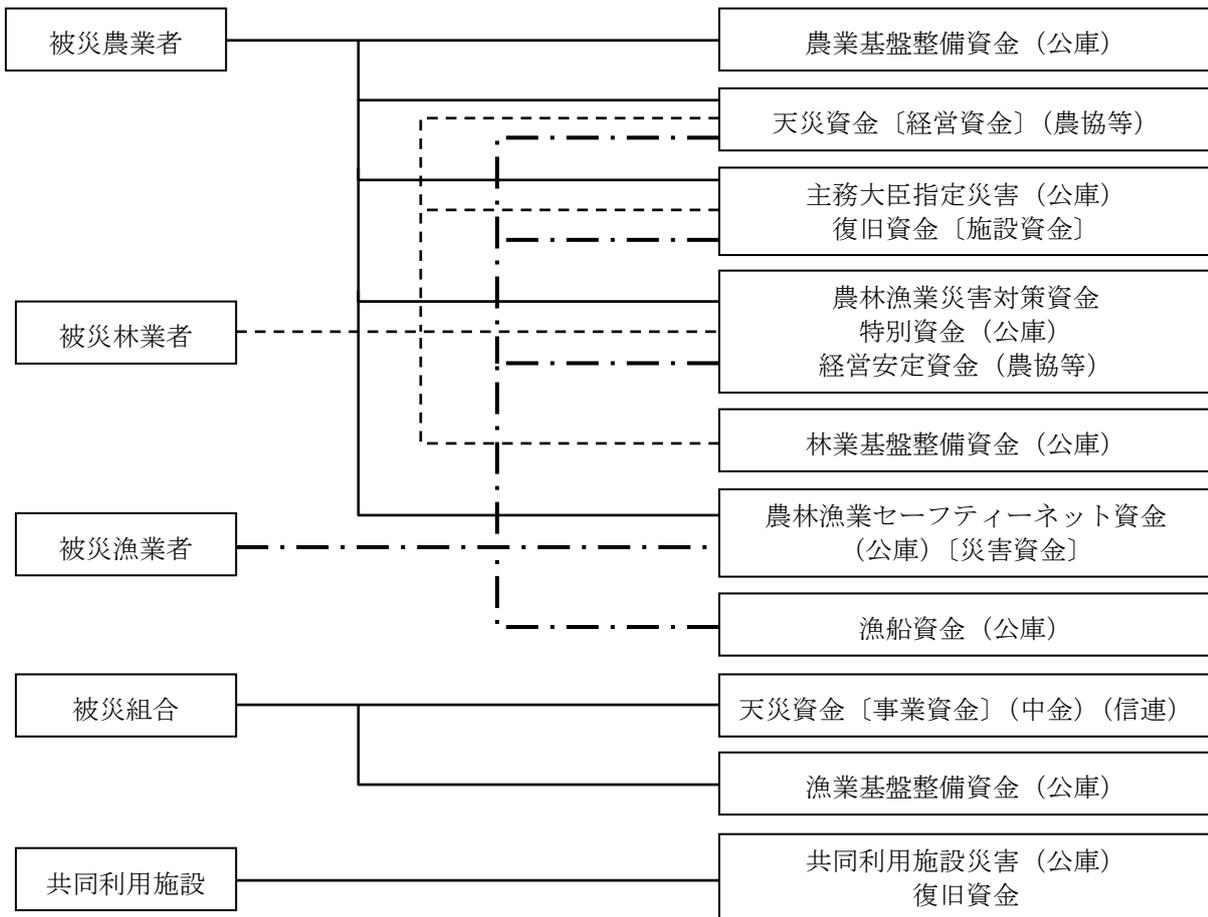
第3節 地域復興への支援

項 目
第1 農林漁業者への支援
第2 中小企業者への支援

第1 農林漁業者への支援

産業班は、県、農業協同組合、漁業協同組合等の協力により、被災した農林漁業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■農林漁業関係融資



中金：農林中央金庫

信連：信用漁業協同組合連合会

公庫：日本政策金融公庫

第2 中小企業者への支援

産業班は、県、商工会等の協力により、被災した中小企業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■融資制度の種類

- 福岡県による融資（中小企業融資制度【緊急経済対策資金】）
- 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（国民生活事業）による融資
- 株式会社商工組合中央金庫による融資

第4節 復興計画

項 目
第1 復興計画作成の体制づくり
第2 復興に対する合意形成
第3 復興計画の推進

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点による地域の再生を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

また、男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場の組織に女性の参画を促進する。

なお、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すのか、あるいは、さらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるとともに、基本方針に基づいて復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携を図る。

また、市民は自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、市は、市民や企業、団体等の主体的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第2 復興に対する合意形成

総務対策班は、復興計画の作成に当たり市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけすみやかに市民の合意を得るように努める。

特に政策、方針の決定過程では、男女共同参画の観点から女性の参画を拡大し、併せて要配慮者の参画を促進する。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画

を得るため、次の取り組みに配慮する。

■合意形成のための施策

- 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
- 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

第3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業であり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民ニーズの変化、科学技術の進展など、復興事業を取り巻く状況の変化を考慮しつつ、できるだけすみやかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市は、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。

1 復興事業の推進

災害復興事業のうち、地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、すみやかな事業の実現を図る。

2 復興計画の策定

復興計画の策定にあたっては、多様な行動主体の参画と協働、将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

また、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

■計画構成例

- 基本方針
- 基本理念
- 基本目標
- 施策体系
- 復興事業計画等（想定される事業分野・生活）
 - ①住宅
 - ②保険・医療
 - ③福祉
 - ④教育・文化
 - ⑤産業・雇用
 - ⑥環境
 - ⑦都市及び都市基盤
 - ⑧その他